

(一) 入院基本料及び特定入院料等に関する事項

第1病棟【認知症治療病棟入院料1】

当病棟では、1日に13名以上の看護職員（看護師又は准看護師）及び看護補助者が勤務しています

なお時間帯毎の配置は次のとおりです

- ・日勤帯（午前8時30分～午後5時30分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は6人以内です
- ・準夜勤帯（午後4時30分～午前1時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は14人以内です
- ・深夜勤帯（午前0時30分～午前9時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は14人以内です

第2病棟【精神療養病棟入院料】

当病棟では、1日に11名以上の看護職員（看護師又は准看護師）及び看護補助者が勤務しています

なお時間帯毎の配置は次のとおりです

- ・日勤帯（午前8時30分～午後5時30分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です
- ・準夜勤帯（午後4時30分～午前1時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は19人以内です
- ・深夜勤帯（午前0時30分～午前9時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は19人以内です

第3病棟【精神療養病棟入院料】

当病棟では、1日に12名以上の看護職員（看護師又は准看護師）及び看護補助者が勤務しています

なお時間帯毎の配置は次のとおりです

- ・日勤帯（午前8時30分～午後5時30分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です
- ・準夜勤帯（午後4時30分～午前1時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は19人以内です
- ・深夜勤帯（午前0時30分～午前9時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は19人以内です

第4病棟【精神療養病棟入院料】

当病棟では、1日に11名以上の看護職員（看護師又は准看護師）及び看護補助者が勤務しています

なお時間帯毎の配置は次のとおりです

- ・日勤帯（午前8時30分～午後5時30分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です
- ・準夜勤帯（午後4時30分～午前1時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は17人以内です
- ・深夜勤帯（午前0時30分～午前9時00分）看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は17人以内です

第5病棟【精神科救急急性期医療入院料】

当病棟では、1日に13名以上の看護師が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです

- ・日勤帯（午前8時30分～午後5時30分）看護師1人当たりの受け持ち数は6人以内です
- ・準夜勤帯（午後4時30分～午前1時00分）看護師1人当たりの受け持ち数は14人以内です
- ・深夜勤帯（午前0時30分～午前9時00分）看護師1人当たりの受け持ち数は14人以内です